

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

2024年12月20日付け異議申立書の要旨

2025年1月28日

奈良地方裁判所民事部 合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真	理
弁護士	愛須	勝	也
弁護士	諸富		健
弁護士	佐藤	博	文
弁護士	小野寺	義	象
弁護士	岸	松	江
弁護士	種田	和	敏
弁護士	中谷	雄	二
弁護士	清家	康	男
弁護士	大河原	壽	貴
弁護士	毛利		崇
弁護士	八木	和	也
弁護士	井下		顕



第1 被告国と被告奈良市は利害相反の関係にある

- 1 被告国と被告奈良市は、独立した法人格である。そして、被告奈良市を含む地方自治体が被告国とは異なった利益を有していることは、憲法第92条が「地方自治の本旨」を明記していることから明らかである。

すなわち、国に従属していた明治憲法下の地方公共団体とは異なり、日本国憲法下の地方公共団体は、団体自治、住民自治の考え方の下、その地域に居住する住民の利益を最大限追及することを任務としている。この任務と被告国との利益が必ずしも一致しないため、憲法は、わざわざ「第8章 地方自治」という章を設け、地方自治体の国からの独立を謳っているのである。

- 2 また、本件訴訟では、被告国の利益のために、被告奈良市が守るべき原告の個人情報、プライバシーという人権が侵害されてもよいのかということが問われている。国から独立した存在として住民の利益を守るべき地方自治体の個人情報の取り扱い方が問題になっており、地方公共団体の独立性こそが本件訴訟の基礎にあるといえる。

だからこそ、被告奈良市が被告国に対して、本件訴訟に必要な限度で原告の生年月日や住所に関するデータを提供することについて、原告の同意が必要であったし、また、被告奈良市の情報を得るためには、被告奈良市の同意が必要であると被告国代理人も述べていたのである。

- 3 被告奈良市は、その有する情報のうち被告国が本件訴訟追行に必要とする情報を、原告を含む奈良市民の利益を考慮せずに被告国に開示・提供することはできないのであり、この点において、被告国と被告奈良市は利害相反の関係にあることは明らかである。

第2 7名の指定代理人に対して有効な授権はなされていない

- 1 地方自治法第96条第1項は、普通地方公共団体の議会が議決すべき事件について定めている。その中で、地方公共団体が不利益を被る可能性のある事項や地方公共団体が義務を負担する事項を議決事件として定めている（第6号、第8号、第9号、第10号など）。

地方公共団体の受ける不利益や負担は、ひいては住民の不利益や負担と

なるため、多様な住民の意見を代表している議会において、その是非を議論することが求められているのである。

- 2 権限法第7条は、「地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。」と定めているが、「（法務大臣）所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせること」が地方公共団体の利益に反し、地方公共団体が不利益を被る可能性がある場合には、地方自治法第96条1項各号の趣旨から考えて、権限法第7条に定める手続きをするために議会の議決が必要である。
- 3 しかし、本件において、奈良市議会が権限法第7条に定める手続きをするために議決をしたという事実はない。
従って、7名の指定代理人に対して有効な授権はなされていないのである。
- 4 また、同様の理由により、7名の指定代理人の行った無効な訴訟行為（民法第108条第1項類推）に対し、議会の議決無く有効な「許諾」（同項但書）をすることもできない。

第3 まとめ

以上から、被告奈良市準備書面（1）記載の7名の指定代理人が、被告奈良市の代理人として有効な訴訟行為を行えないことは明白である。

以上